

議第24号

滋賀県行政機関設置条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年 2月15日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県行政機関設置条例の一部を改正する条例

滋賀県行政機関設置条例（平成21年滋賀県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第12条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。